

平成28年度税制改正に関する要請

中核市については、地方自治法その他の法令に基づき事務配分の特例が設けられ、権限移譲がなされた多くの事務を都道府県に代わり行っているにもかかわらず、地方税制は画一的であり受益と負担の関係に不均衡が生じている。

中核市が真の地方分権に向けてその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であるが、前述した理由等により現状は極めて厳しい財政状況にある。

よって平成28年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

1 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保について

法人住民税は市町村の基幹税目であり、国税である法人税の地方交付税分と合わせた収入は、市町村が安定的に行政サービスの提供を行う上で非常に重要な財源となっている。

こうしたことから、法人実効税率を引き下げ場合は、地方にとって減収になることのないよう、税制度全体の中で確実な代替財源を措置すべきである。

2 地方法人課税の偏在是正における地方意見の反映について

消費税率8%段階において地方法人税の創設等が行われたが、創設の目的である「地方間の税源の偏在性の是正」「財政力格差の縮小」は、各市町村の実情に応じた地域活性化に対するインセンティブを阻害するものであってはならず、本来は、地方税財源の拡充・強化等を通じて行われることが望ましいものである。

したがって、消費税率10%段階において、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、中核市を含む地方側と十分に協議したうえで、制度設計を行うべきである。

3 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保について

自動車取得税はその税収の約7割が交付金として、自動車重量税はその税収の約4割が譲与税としてそれぞれ市町村に配分されている。また、軽自動車税については標準税率の引上げが行われたところであり、これらは都市基盤整備などの行政サービス実施のための貴重な財源となっている。

こうしたことから、消費税率10%段階において車体課税に係る税制を見直す際には、行政サービスの安定的な提供を図るため、市町村に確実な代替財源を措置すべきである。

4 固定資産税の安定的確保について

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その収入の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものである。

こうしたことから、固定資産税については引き続きその安定的確保を図るべきである。とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点からの見直しを行わず、現行制度を堅持すべきである。

5 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持について

ゴルフの振興により生涯スポーツの実現を図る観点から、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望が関係省庁からなされているところである。

しかしながら、ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すべきである。

6 企業版ふるさと納税創設に際しての制度設計について

企業版ふるさと納税の制度設計にあたっては、税額控除の対象とする税目に関し、法人住民税はもちろんのこと、法人税についても地方交付税の財源となっており、地方財政への影響は大きいものであるため、中核市を含む地方側の意見を十分に踏まえるべきである。

また、寄附の対象とする市町村の範囲については、単純に財政状況、人口規模等に因ることなく、地方創生に資する取組を行う市町村を広く対象とすべきであり、市町村間の過度な競争や、寄附の引換えとして何らかの便宜供与を求める等、企業と市町村との関係に問題が生じることのないよう、留意して制度設計を行うべきである。

平成27年11月6日

中核市市長会